

## 議第103号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 10京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会の項を次のように改める。

京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会	自動車運送事業及び高速鉄道事業の中長期的な経営計画に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	2	年
京都市バスの路線・ダイヤの在り方に関する検討委員会	自動車運送事業における路線及び運行計画に係る基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2	年

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市バスの路線・ダイヤの在り方に関する検討委員会を設置する必要があるので提案する。